

*下記の順に並べてチェック表といっしょに提出してください。

福井大学生協奨学金等提出書類チェック表

受付№ _____ (確認日: 月 日)

学籍番号 _____ 氏名 _____

●申請者全員が必ず提出する書類

本人チェック欄 (★は本学所定の様式)

- ★ 1. 福井大学生協奨学金及び福井大学学生修学支援奨学金申請書
・記入漏れはないかよく確認(特に、学籍番号、印鑑、申請理由、本人の奨学金受給状況等)
2. 住民票【原本】
・申請者を含め同一生計の世帯全員分 *世帯主・続柄は省略しないこと
・受付期間から3カ月以内に発行されたもの *個人番号(マイナンバー)の記載のないもの
3. 令和3年度(令和2年分)課税・非課税証明書【原本】
・全項目証明のもの *所得の有無に関わらず、同一生計家族全員分 (申請者本人分も必要、申請者以外の就学者分及び未就学児童は不要)
4. 令和3年度(令和2年分)所得証明書【原本】
・上記3. 課税・非課税証明書に収入額及び所得額が表記されていない(項目がない)場合
- ★ 5. アルバイト収入状況申告書
・アルバイトの有無に関係なく全員提出
- ★ 6. 奨学金受給申告書
・受給の有無に関係なく全員提出
7. 選考結果通知用封筒
・長形3号の封筒に申請者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円分切手を貼ること
8. 経済生活状況申告書
・私費外国人留学生のみ提出

●該当者が提出する書類

(収入状況を証明するもの)

- ★ 9. 給与等支払証明書(★)、または最新3か月の給与明細書(写)のいずれか
・前年1月2日以降就職・転職した、または申請時以降に就職予定の場合
・就職先で交付された雇用契約書等(基本給、賞与等が分かるもの)の写でも可
- ★ 10. 退職に関する証明書(★)、解雇通知書(写)、雇用保険被保険者離職票(写)、廃業届(写)、閉鎖事項全部証明書等のいずれか
・申請前6ヶ月以内(令和3年4月以降)に離職した場合、又は今後離職予定の場合
- ★ 11. 無職・無収入申告書
・勤労可能な者で無職・無収入者がいる世帯の場合 *就学者、各種学校等在学者、専業主婦、年金受給者、雇用保険や傷病手当の受給者等は不要
12. 最新の公的年金等の源泉徴収票(写)、決定(改訂)通知書(写)、又は直近の振込通知書(写)のいずれか
・年金をもらっている場合(恩給、老齢年金、遺族年金、障害年金等)
13. 雇用保険受給資格者証(写)
・雇用保険を受給している場合 ・受給金額が分かるもの
14. 生活保護受給証明書(写)
・生活保護を受けている場合
15. 施設長発行の施設等在籍証明書、又は児童相談所発行の児童(里親)委託証明書(写)等のいずれか
・社会的養護を必要とする者に該当する場合
16. 傷病手当金受給通知書(写)
・病気やけがのため仕事を休んでいて、傷病手当金をもらっている場合
17. 臨時所得の金額を証明するもの(保険金・退職金等)
・申請前6ヶ月以内(令和3年4月以降)に生命保険、損害保険、退職金等の臨時所得があった場合

(特別控除に係るもの)

- ★ 18. 長期療養に係る医療費等支払明細書
・6ヶ月以上に渡る長期療養者のいる世帯の場合 *ただし、ひと月の支出合計が1万円を超えない場合は対象外
・診断書【原本】(6ヶ月以上療養継続の旨明記したもの)、令和3年4月～令和3年9月支払分の療養費の領収書(写)、保険からの還付金額等の分かるもの(写)を添付
- ★ 19. 家計支持者別居(単身赴任)に係る経費明細書
・学資負担者が単身赴任等で別居している世帯
・別居先の直近3ヶ月間の住居費、光熱水費等の領収書(写)等を添付
*その他の注意事項に関しては、経費明細書をご確認ください。
- ★ 20. 被害状況申告書(★)及び被災(罹災)証明書
・申請前6ヶ月以内(令和3年4月以降)に被災した場合
21. 除籍謄本または死亡診断書(写)
・申請前6ヶ月以内(令和3年4月以降)に学資負担者が死亡した場合
22. 全部事項証明の戸籍謄本【原本】、児童扶養手当通知書(写)、遺族年金支払通知書(写)のいずれか
・母子(父子)世帯に該当する場合
*ただし、前年の所得金額が50万円を超える祖父母、18歳以上の兄弟姉妹(就学者・長期療養者・心身障害者等で経済力のない者を除く)がいる場合は、母子(父子)世帯とならない
23. 障がい者手帳(写)
・障がい者がいる世帯の場合
24. 被害金額証明書(写)
・申請前6ヶ月以内(令和3年4月以降)に盗難を受けた場合
25. 令和3年9月1日以降発行の在学証明書、または有効期限が記載された生徒手帳・学生証の写し
・同一世帯に、申請者以外の就学者(高等学校以上)がいる場合 *本学同キャンパスに在籍している兄弟姉妹の証明書は不要
・生徒手帳・学生証の写しを提出する場合は、有効期限が切れていないこと(令和3年9月1日以降も有効であること)
*有効期限が記載されている部分(裏面、別ページ等)も必ず添付してください。
- ★ 26. 申立書
・生別の父又は母から養育費等の援助がない、住民票と申請書記載の家族数が相違する、退職金等が支払われない、その他証明書が添付できない場合

◎状況に応じてその他の証明書類の提出を求める場合があります。

◎提出書類は、A4版にコピーするかA4用紙に貼るなどして、必ずA4版にしてください。(1件につき1枚の台紙)